十日町市グリーン調達方針

1. 趣旨

この方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「十日町市地球温暖化対策実行計画」に基づき、本市における環境への負荷の低減に資する物品及び役務(以下「環境物品等」という。)の優先的な購入及び賃借(以下「調達」という。)に関する基本的事項を定めたものである。

2. 基本原則

調達に当たっては、できる限り広範な物品等について、環境への負荷の低減が可能かどうかを考慮するものとする。

また、調達総量をできるだけ抑制することも環境への負荷の低減につながることから、調達の必要性や調達量について十分な検討を行うとともに、長期使用や適正使用にも努めるものとする。

3. 具体的な考慮事項

環境への負荷の低減に関する考慮は、以下に掲げる観点に基づき行うものとする。

- ① 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③ 再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。
- ④ 長期間の使用ができること。
- ⑤ 再使用が可能であること。
- ⑥ リサイクルが可能であること。
- ⑦ 再生材料や再使用部品を用いていること。
- ⑧ 廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと。

4. 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市のすべての所属・機関が行う物品等の調達とする。

5. 特定調達品目等

特定調達品目(重点的に調達を推進すべき物品等の種類)及びその判断の 基準、調達目標については、別途定める。

6. 調達の際の留意点

- ① 調達総量の抑制に努めるとともに、環境物品等の調達(以下「グリーン調達」という。)の推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮すること。
- ② 特定調達品目に指定されている品目を調達するときは、入札条件に明示するなどの方法により、原則として判断基準を満たす品目の中から調達するものとする。ただし、経費が著しく割高となる場合や、環境物品等の調達が困難な場合は、この限りではない。
- ③ 特定調達品目以外の品目を調達する際にも、できるだけ環境への負荷が少ないと判断されるものを選定するものとする。

7. 推進体制

グリーン調達の推進は、十日町市地球温暖化対策実行計画を推進するための組織により行うものとする。

8. 施行期日

この方針は、平成19年4月1日から施行する。